

「基本的対策徹底期間における対応」の発出に伴う主な公共施設の利用について

令和3年10月22日（金）に開催した国立市健康危機管理対策本部会議において、「東京都におけるリバウンド防止措置」の期間が終了することを受け、東京都が発出した「基本的対策徹底期間における対応」に移行したことに伴う主な市内公共施設の利用について、下記のとおり決定しましたので情報提供いたします。

なお、その他の市内公共施設につきましても開館状況等について変更があれば順次ホームページ等においてお知らせいたします。

記

1 基本方針

令和3年10月21日（木）に東京都が発出した「基本的対策徹底期間における対応」への移行に伴い、原則として各施設においては通常の閉館時間とするほか、定員の収容率及び飲食等についても緩和していく。なお、これらに関する個別詳細については、所管部署で判断していくものとする。

2 期間 令和3年10月25日（月）から令和3年11月30日（火）まで

3 主な市内公共施設の利用について

国立市健康危機管理対策本部会議で協議された対象施設の利用については下表のとおり。

「基本的対策徹底期間における対応」に準じ、飲食や定員の収容率等を緩和していく。

施設名	利用状況
国立市公民館	開館（収容率は75%）
くにたち中央図書館 北市民プラザ図書館	開館
くにたち市民芸術小ホール	開館（収容率は約100%） ※客席最前列を使用しない等、一部スペースを除く。 ※観客も声を発する等のイベントの場合は収容率50%。
くにたち市民総合体育館	開館（一部スペースを除き収容率は75%）
学校開放	引き続き利用可能
くにたち郷土文化館	開館（収容率は75%）
・コミュニティ施設（集会所・福祉館・防災センター） ・プラザ貸室	開館
公園	通常利用
くにたち福祉会館	開館（収容率は75%）

以上